

令和4年(行ウ)第3号

令和4年6月13日

津地方裁判所 御中

〒510-0242

三重県鈴鹿市

原告代表 佐倉 邁

〒510-0254

三重県鈴鹿市

原告 内田 信也

〒510-0226

三重県鈴鹿市

原告 橋詰 圭一

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

被告 三重県知事 一見 勝之

### 準備書面(3)

1、被告の答弁書と準備書面における主張はすべて本件紛争の原因からの外的を外れた主張であり、被告の政策説明にもならぬ全く意味をなさないもので、寧ろ被告の政策が違法であることを自白するに等しいものである。

2、本件紛争の原因は訴状で述べてある通り、県立公園鈴鹿青少年の森(以下、「公園」と略称する)5ヘクタールの広大な自然の森を破壊するサッカー場建設をサッカー運営会社アンリミテッドに被告は無償で貸与して、一部の営利業者のために1万人を超える多くの公園利用者の利益を犠牲にする政策は、議会の審議、議決もなく、多くの公園利用者の意見も聞かず、合意もない、非民主的意思決定の政策であり、多数の公園利用者の人権、主権を侵害する違法な政策であります。したがって、被告は行政の政策決定責任者として原告他多数の公園利用者に政策決定の説明責任があるのであるが、被告の答弁書、準備書面いずれの主張は、説明責任にもならない争

点を外れた主張である。

3、行政の「説明責任」とは、説明義務＝配慮義務とも言われる民主主義の原則であり、被告は自らの決定と行動を県民・主権者に「法的根拠」を示し、住民が納得するまで説明する義務があるのである。

4、以上述べたとおり、被告の思考・行為は非民主的・恣意政策は憲法違反であることが明白であり、早急に公園破壊の政策の取り消しを求めるものであります。

5、原告の行政訴訟適格についてはすでに裁判官の求釈明書に答えてあり、一事不再理の法理からすれば、被告から同様のことを問われる謂われはないが、裁判官の要請を受け、再度以下に訴訟適格の権利があることを示す。

そもそも、行政訴訟法とは諸説はあるが、基本的には憲法が国民の権利、人権、主権を守るため行政権を立法により制約し、行政権の恣意を防止する法律による行政の原則と解するのであるが、本件訴訟の原因は被告・行政の恣意による公共財産である公園を破壊し無償で営利業者の経済的利益を図る違法な政策により公園利用者が被害を蒙り利益を失うのである。

したがって、原告は本件訴訟により失われる利益と民主主義の機能を回復し、多くの公園利用者の主権を回復することが、公的利益の回復である。

以上述べたことから、本件訴訟の加害者は恣意による違法な政策を行った被告・行政であり、原告は被告・行政の恣意による政策で主権を侵害された被害者であるから行政訴訟を起こす資格・権利があることは当然であり、被告から行政訴訟の適格を問われる謂われはなく、原告に被害を与えた加害者である被告には行政を担う資格はない。

以上。